

重要事項説明書（低圧）

低圧で受電するお客さまに電気を供給する際の、特に重要な事項についてご説明いたします。

この内容は重要ですので、十分にご理解されるようお願い申し上げます。

内容につきましては、「電気供給約款」と併せてご確認ください。なお、本書と「電気供給約款」ならびに「オプションサービス利用規約」と相違がある場合は、「電気供給約款」ならびに「オプションサービス利用規約」が優先するものとします。ご確認ください、大切に保管してくださいようお願いいたします。

1. お申込み方法

当社の電気供給約款等の供給条件を承諾の上、当社所定の様式によりお申込みいただきます。

（電気供給約款につきましては、当社ホームページにてご確認ください。）

2. 電気需給契約の成立および契約期間

(1) 電気需給契約は、お客さまからの申込みを当社が承諾したときに成立いたします。

(2) 契約期間は、次によります。

① 契約期間は、電気需給契約が成立した日から、料金適用開始の日以降1年目の日までといたします。

② 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から別段の書面による意思表示がない場合、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。

③ 契約期間満了日の3ヶ月前に先立って、お客さままたは当社から電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の書面による意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了します。

3. 供給の開始

(1) 当社は、お客さまとの間で電気需給契約が成立し、当社への契約変更手続きが完了したときには、当該変更完了後初めて到来する検針日（検針日は、一般送配電事業者が実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。）を需給開始日として、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。また、再点（新たな電気の使用を前提とした内線設備の工事を伴わない接続供給の開始をいいます。）の場合は、お客さまの希望に応じて、協議のうえ需給開始日を定めるものといたします。なお、お客さまは需給開始日前に電気を使用できないものといたします。

(2) 天候、用地事情等やむを得ない理由によって、あらかじめ定めた需給開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、その理由を当社からすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに需給開始日を定めて電気を供給いたします。

4. 供給電圧・周波数

標準電圧100ボルトまたは200ボルト、標準周波数60ヘルツです。

5. 料金および契約種別

料金は、基本料金、電力量料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金は、燃料費調整額を加えたものといたします。なお、消費税については内税方式となります。また、料金単価および契約種別は、電気供給約款のとおりといたします。

なお、動力需要が存在する需要場所において電灯需要が存在する場合は、原則として電灯需要とあわせて契約するものといたします。

6. 工事費等

(1) 計量器や電流制限器等は一般送配電事業者の所有とし、一般送配電事業者の負担で取り換えるため、費用は原

事業者へ通知していただきます。

- (2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件・設備の設置、変更または修繕工事をされる場合、当社および一般送配電事業者に事前に通知していただきます。

11. お客さまからの申し出による契約の変更・解除

- (1) 契約の変更の際は、下記連絡先を通じてお申し出ください。
- (2) 他の小売電気事業者への切り替えに伴う解約の際は、新たな小売電気事業者へお申し込みください。
- (3) 引越し等の理由により契約を終了する際は、下記連絡先を通じて10日前までにお申し出ください。その際、当社は本人確認を行います。また、お申し出を10日前までにいただいていない場合で、一般送配電事業者との契約解除のお手続きが完了しない間に転居された場合は、転居日からお手続き完了後のご契約終了日まで発生した電気料金はお客さま負担となる場合がございます。
- (4) 契約の変更・解除に伴い一般送配電事業者から、託送供給等約款に基づく接続供給に係る料金および工事費の精算金額の支払いを求められた場合には、当社はその実費をお客さまから申し受けます。

12. 当社からの申し出による契約の解除

お客さまが次のいずれかに該当する場合には、電気需給契約の解約をする場合があります。なお、この場合には、解約の15日以上前に通知いたします。

- (1) 一般送配電事業者へ電気の供給を停止されたお客さまが当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合
- (2) お客さまが料金の支払い期限を経過してなお支払われない場合
- (3) お客さまが支払いを要することとなった料金以外の債務（保証金、違約金、工事費負担金、延滞利息その他電気供給約款から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
- (4) お客さまが当社に通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかなる場合

13. 違約金

- (1) お客さまが電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合、そのために料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。
- (2) 上記(1)の支払いを免れた金額とは、電気供給約款に定められた供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。
- (3) 不正に使用した期間が確認できないときは、6月以内で当社が決定した期間といたします。
- (4) お客さまの責めとなる理由により、お客さまが当社との契約期間満了日以前に当社との契約を解約される場合には、当社は、違約金として3,000円（税抜）をお客さまより申し受けます。

ただし、引越しを理由として解約される場合および電気の供給開始日または電気需給契約更新日より10ヶ月目以降に解約される場合は、申し受けません。

14. 領収書および発行手数料

- (1) お客さまからの申出があった場合は、お客さまの電気料金に係る領収書を書面にて発行いたします。なお、領収書を発行する場合は、領収書発行手数料として1通につき300円（税抜）をお支払いいただきます。ただし、クレジットカードでのお支払の場合は、領収書を発行いたしませんので、クレジットカード会社が発行する利用明細等をご確認いただくものといたします。
- (2) 発行手数料はお客さまからの申出があった後に初めて到来する電気料金の請求とともにお支払いいただきます。なお、当社からの未請求の電気料金が存在しない場合は、別途当社が指定する金融機関への振り込みによりお支払いいただくものといたします。

15. その他

現契約の小売電気事業者または、みなし小売電気事業者からの切り替えにより当社と新規にご契約いただくことに伴い、現契約の小売電気事業者または、みなし小売電気事業者との間で契約途中の解約金等が発生する可能性があります。詳しくは現契約の小売電気事業者または、みなし小売電気事業者にお問合せ下さい。

【小売電気事業者】

登録番号 : A0023
会社名 : 株式会社ナンワエナジー
本社所在地 : 〒891-0115 鹿児島県鹿児島市東開町3番地166
代表者 : 代表取締役社長 川畑 佑樹

【説明者】※株式会社ナンワエナジーの社員の場合

氏名 : []
説明者の所属組織 : 本社 ・ 福岡本店 ・ 熊本営業所

【説明者】※媒介事業者の場合

媒介事業者名 : []
氏名 : []
連絡先 : []

【お問い合わせ先】

株式会社ナンワエナジー
電話番号 カスタマーセンター : 0120-055-708
受付時間 9時00分～18時00分 (日・祝日・年末年始を除く)